令和4年度 第3回郡山市総合教育会議 次第

日時:令和4年11月17日(木)13時30分~14時30分

場所:郡山市役所 庁議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 題
- (1)本市の教育行政について
 - 1.郡山市立学校における不登校の状況について
 - 2.最近の教育関連法令の改正について
- 4 その他
- 5 閉 会

【備考】開催方式:対面会議 会議公開:YouTube配信

郡山市総合教育会議 出席者名簿

<委員>6名

<u> </u>	
役職名	氏名
市長	品川(萬里)
教育長	小野 義明
教育長職務代理者	阿部 亜巳
教育委員	今泉 玲子
教育委員	藤田浩志
教育委員	田中 里香

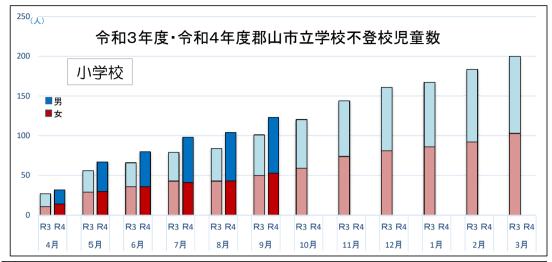
欠席:阿部 晃造委員

(敬称略)

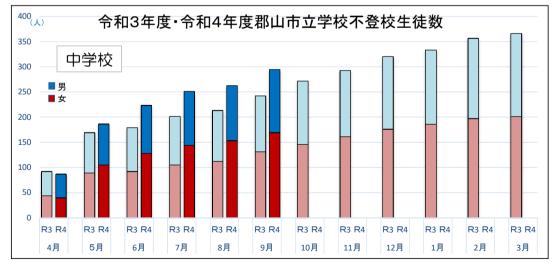


郡山市立学校における不登校の状況について

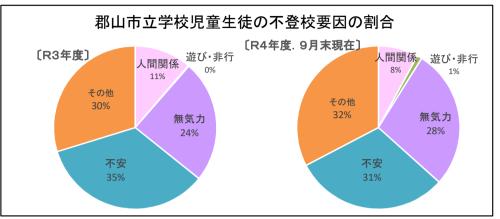
総合教育会議 議題1① 2022/11/17 学校教育部

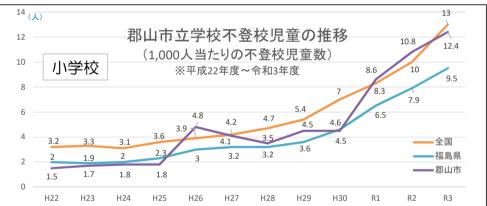


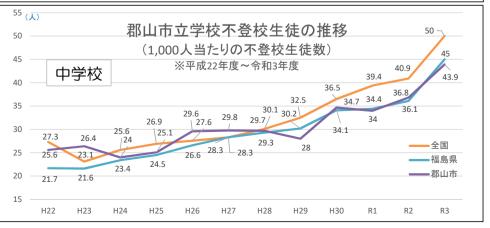
	4月						5月 6月			5月 6月			8	月	9	月	10)月	11	月	12	2月	1.	月	2	月	3,	月
	F	R 3	R4	R3	R 4	R3	R 4	R3	R 4	R3	R4	R3	R4	R3	R 4	R3	R 4	R3	R 4	R3	R4	R3	R4	R3	R 4			
男	3 1	16	18	27	37	30	44	36	57	41	61	51	70	61		70		80		81		91		97				
女	(1	11	14	29	30	36	36	43	41	43	43	50	53	59		74		81		86		92		103				



	4	山	5	山	6	月	7.	月	8	月	9	月	10	近	11	山	12	近	1.	山	2.	山	3.	山
	R 3	R4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R4	R 3	R4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R 4	R 3	R4	R 3	R4	R 3	R 4
男	48	47	80	81	87	95	96	107	101	109	111	125	126		131		144		147		159		165	
女	44	40	89	105	92	128	105	144	112	153	131	169	146		161		176		186		197		201	







郡山市立学校における不登校の状況について

総合教育会議 議題 1 ② 2022/11/17 学校教育部

不登校に対する国・県・市の取組

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成二十八年法律第百五号)

		国	県	市	法
相談体制整備	SC等活用事業	・緊急SC活用事業・スーパーバイザーの配置予算	・県SCの配置(【郡山市】市立 小学校3校・中学校25校・義 務教育学校2校に配置) ・県スーパーバイザーの設置	・市SCの配置(全 17 名:市立小学校 49 校・義務教育学校 1 校に配置) ・巡回SCの設置(1 名) ・市スーパーバイザーの配置(1 名)	第十八条
	SSW活用事業	・スーパーバイザーの配置予算	・県SSWの配置 ・県スーパーバイザーの配置	・市SSWの配置(3名) ・市スーパーバイザーの配置(1名)	第十八条
	電話	・SOSダイヤル	「ふくしま24時間子どもSOS」の設置福島県教育センター「ダイヤルSOS」の設置	・総合教育支援センターへの電話相談	第二十条
	SNS		・「ふくしま子ども SNS 相談」 の設置	・郡山市事業「LINE 子ども・子育て相談」	第二十条
	面談			・総合教育支援センターへの来所相談 ・方部巡回相談員(5 名)による家庭訪問	第二十条
調査研究		・不登校に関する調査研究	・月毎の不登校調査	・月毎の不登校調査	第十二·十六条
SSR(スペシャ の設置	ァルサポートルーム)		・SSRの設置(【郡山市】市立 小学校1校・中学校1校)	・学校生活支援員(12名)による別室登校支援	第十八条
幼保小中の連携		・小1プロブレムの解消を目指 した「かけはしプログラム」		・小1プロブレムの解消を目指した 「合同研修会」・「保育と授業の相互参観」 の実施	第十六条
不登校支援に特	化した施設等の設置	教育支援センターの設置不登校特例校の設置(全国 21 校:公立 12 校・私立 9 校)		・総合教育支援センターの設置	第十一条
一人一人への	適応指導			・適応指導教室「ふれあい学級」の設置 ・方部分室の開設(公民館 9 館 11 分室)	第十三条
支援体制	家庭訪問			・方部巡回相談員(5名)による家庭訪問	第十三条
	校内支援体制			・各学校への学校生活支援員の配置(12名)	第十八条
体験活動				・ふれあい学級主催の体験活動(年 33 回)	第十三条
不登校対策に関	する研修会等の実施	教育相談体制充実に係る 連絡協議会の実施	・SC・SSWを対象とした 研修会の実施 ・「ふくしまサポートガイド〜ふ くしまのすべての子どもたち のために〜」の発行	・SC・SSWを対象とした研修会の実施 ・教職員を対象とした研修会の実施 ・各学校におけるSCによる研修会の実施	第十六条

総合教育会議 議題1③ 2022/11/17 学校教育部

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (平成二十八年法律第百五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法 (平成十八年法律第百二十号) 及び児童の権利に関する条約等の 教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並 びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定 めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。
- 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。
- 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた 必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の 密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の青務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及

び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、 国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (以下この条において「基本指針」という。) を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、 不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置 を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等 (就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、 学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資 質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。 ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経 過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

— 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

最近の教育関連法令の改正について

総合教育会議 議題2 2022/11/17 学校教育部

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立 の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向 上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に 関する規定を削除する等の措置を講ずる。

概要

- 1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)
- ①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に 関する記録を作成しなければならない。
- 【教特法第22条の5第1項及び第2項】 <記録の範囲>
- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- 任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による 単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの
- ②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質 の向上に関する指導助言等を行うものとす る。その場合に、校長及び教員の資質の向 上に関する指標及び教員研修計画を踏まえ るとともに、①の記録に係る情報を活用す 【教特法第22条の6第1項及び第2項】
- ③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機 構 (NITS) や大学等に情報の提供等の協力 ※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市 を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導 助言等の方法に関して必要な事項を加える。

【教特法第22条の4第第2項第4号】

新たな研修制度イメージ ・----・

教師の資質向上に関する指針

任命権者

研修実施者

(1)教員育成指標の策定 ▶ (3)教員研修計画 の策定(毎年度)

(2)研修等に関する記録

- 指導助言者は、(1)~(3)に基づき、
- ・校長及び教員からの相談対応、
- ・資質の向上の機会に関する情報提供
- ·資質の向上に関する指導助言 を行う※3。

指導助言者の求めに応じ、資質の 向上の機会に関する情報の提供等

教職員支援機構、大学等

- 教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。
- 【教特法第22条の6第3項】 ※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員 会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。
 - ※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する 校長等が実施することを想定。

- 2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)
- ①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削 除する。 【免許法第9条~第9条の4等】
- ②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特 別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。 【附則第3条】

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

- ①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要 な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。
- ②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な

【免許法別表第8】

科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、 修業年限を1年以上に弾力化する。 【免許法別表第1備考第6号】

施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日) [附則第1条]